

新型コロナウイルス対策本部会議（第13回）

決定事項（令和2年5月29日）

第12回本部会議決定事項への追記及び変更点

(1) 市民および県内事業所の方への周知について

政府対策本部は、5月14日に緊急事態宣言を実施すべき区域を8都道府県とし、残りの39県に対しては新たな感染者がほとんど発生していない等の理由で緊急事態宣言の解除を行いました。また、5月21日には、大阪府、京都府、兵庫県も緊急事態宣言が解除となり、5月25日には全ての都道府県で緊急事態宣言が解除となりました。

しかし、全国的な終息には至っていないため、市民の皆様にはこれまでと同様に感染予防に努めていただくとともに5都道県への移動は(6/1~6/18まで)慎重に行ってください、その他の府県をまたいでの移動等については、自らが安全な生活や安全な外出を心がけていただきますようお願いいたします。また、こまめな手洗いや咳エチケットの徹底、3密を避け、人との接触を減らす対策や、新しい生活様式を取り入れ一人ひとりが感染しない、感染させない行動をお願いしま

す。

緊急事態宣言の解除に伴い、和歌山県より県内事業所の皆様に出
されていた休業要請が全て解除されますが、今後も持続的な対
策が必要となることから、全業種でガイドライン等による感染予防
の徹底にご理解ご協力をお願いするとともに市民の皆様にも同様に
お願いし、速やかにホームページ等で分かりやすく公表することと
します。

(2) 市立小中学校の運営について

学校は6月1日から再開することとします。また、学校給食につ
いては、6月3日から実施します。

学童保育については、学校再開後は通常通り実施します。

(3) 保育園、幼稚園、こども園、児童発達支援事業所の運営につ いて

全ての保育園、幼稚園、こども園、児童発達支援事業所については、
6月1日より原則通常保育を再開します。子育て支援センター、のび
のび教室は6月1日からは通常開室とします。

(4) イベントや会議、公共施設の利用制限について

6月1日以降については、原則通常通り再開することとしますが、再開に向けて施設ごとのガイドラインを作成し、これに基づき運用するとともに再規制する場合の基準も決めておくこととする。

(5) 市役所における感染拡大防止への取り組みについて

引き続き感染防止に向けた予防啓発を積極的に行うものとします。

職場においては、原則マスクを着用することとします。また、窓口業務での感染拡大防止のため、ビニールカーテン等の飛沫感染対策は継続することとする。

(6) 市職員の健康管理について

全職員は、橋本保健所管内で発生している新型コロナウイルス感染症について、公表される情報を注視しておくこと。

PCR検査が陽性になった方と濃厚接触が確認された職員については保健所の指示に従う。なお、感染の可能性があると思われる職員について、この対応に係る関係所属長は必ず部長へ報告し、部長は危機管理室へ報告することとする。

※念のため濃厚接触が確認された方と接触した職員は、自宅待機をし、健康状態をその時点から1週間遡り記録を提出することとする。
また、全職員の出勤前の検温は継続することとする。

※上記決定事項は、新たな感染者（クラスター含む）の発生状況により、変更する場合がある。